

高松市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 28 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

令和6年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）

監査対象局 総務局・市民局・病院局



高松市監査委員

令和6年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和6年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

行政監査：行政事務の執行

3 監査の対象

総務局、市民局、病院局

4 監査の着眼点

令和5年度及び6年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化等に努めているかなどを主眼として、監査を実施した。

※重点取組事項

1 市有施設への自動販売機の設置について

市有施設への自動販売機の設置について、主に次の点を検証した。

- (1) 自動販売機の設置の必要性を精査し、適切に設置されているか。
- (2) 設置事業者の選定や使用許可に係る事務処理が適正に行われているか。
- (3) 施設使用料や販売手数料等の収納事務が適正に行われているか。
- (4) 自動販売機の機能面に留意しているか。

2 附属機関等に係るホームページの掲載について

本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているかを検証した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。（重点取組事項の実施状況は、17・18ページ参照）

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和6年11月12日から7年1月29日まで

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
総務局	人事課	—	1	1
	総務課	—	1	1
	危機管理課	1	—	1
市民局	市民局	—	1	1
	協働コミュニティ推進課	2	—	2
	牟礼総合センター	1	—	1
病院局	みんなの病院事務局総務課	4	—	4
合計		8	3	11

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

令和6年度定期監査・行政監査結果一覧

結果 No.	区分		項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	意見	【重点】	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	総務局	人事課
2	意見		契約事務の効率化について	P5		総務課
3	指摘		契約保証金免除の適正な取扱いについて	P6		危機管理課
4	意見	【重点】	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P7	市民局	市民局
5	指摘		業務委託に係る適正な契約方法について	P8		協働コミュニティ 推進課
6	指摘		発注簿等財務処理による支出事務に係る適正な執行について	P9		
7	指摘		業務委託に係る適正な契約事務について	P10		牟礼総合センター
8	指摘		プロポーザル方式による適正な契約手続について	P12	病院局	みんなの病院事務局 総務課
9	指摘		医療器械購入に係る指名業者の適正な選定について	P13		
10	指摘		複数単価契約に係る適正な事務処理について	P14		
11	指摘		契約事務の取扱いに係る高松市病院事業会計規程の適正な整備について	P16		

※ 【重点】 . . . 「令和6年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和6年度／総務局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

人事課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について

意見を付す理由

令和6年12月1日時点で人事課が担当している附属機関等に係るホームページについて、同月20日現在の掲載内容を確認したところ、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている会議記録が公表されていないものや、最新年度の会議記録が上側に掲載されていないものなどが散見された。

意 見

附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

附属機関等ホームページ掲載マニュアル

内 容

2 掲載内容
 (1) 附属機関等の概要
 (2) 根拠規定
 (3) 委員名簿
 (4) 会議の開催結果
 (5) 策定計画関係
 (6) 分科会、専門部会関係
 (7) 上記以外であって掲載が必要なもの
 ※(1)～(4)は必須項目、(5)～(7)は任意項目

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和6年度／総務局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

総務課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

契約事務の効率化について

意見を付す理由

公文書館が導入している高松市博物館施設収蔵品管理システムについては、歴史資料館等9館においても同一のシステムを導入し、歴史資料館が一括して同システムの賃貸借契約及び支出事務を行っているが、公文書館においては、単独で契約及び支出事務を行っていた。

意 見

複数の施設が導入している高松市博物館施設収蔵品管理システムの賃貸借契約に当たっては、見積徴取を始めとする契約事務及び賃貸借料の支出事務などにおける事務の効率化に加え、毎月の支出に係る振込手数料削減の観点から、歴史資料館等9館と一括した契約及び支出事務について検討されたい。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和6年度／総務局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

危機管理課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約保証金免除の適正な取扱いについて

指 摘 する 理 由

防災マップ更新業務に係る契約保証金の免除について、プロポーザル参加事業者から応募書類として提出された業務実績の確認資料により、高松市契約規則第24条第4号の規定に該当すると判断したものの、免除要件である契約保証金免除申請書の提出がないにもかかわらず、全額を免除していた。

指 摘

契約保証金を免除する場合には、適用する規定要件を厳格に確認するとともに、所属内において認識の共有が図られるよう、適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

（契約保証金の減免）
第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
（4）契約者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

執行同、契約事務等の取扱いについて（平成23年財務部長、会計管理者通知）

内 容

7 契約の履行の確保
（2）契約保証金の免除要件のうち、高松市契約規則第24条第4号を適用しようとする契約者に対しては、落札後直ちに要件を満たす契約実績に係る契約書の写しを添付した免除申請書（別紙7）を提出させること。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和6年度／市民局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

市民局

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について

意見を付す理由

令和6年12月1日時点で市民局内各所属が担当している附属機関等に係るホームページについて、同月20日現在の掲載内容を確認したところ、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている根拠規定の掲載がないものや、既に廃止されているにもかかわらず、附属機関等ホームページ一覧から削除されていないものなどが散見された。（牟礼総合センター、香川総合センター、国分寺総合センター、市民やすらぎ課）

意 見

附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

附属機関等ホームページ掲載マニュアル

内 容

2 掲載内容
 (1) 附属機関等の概要
 (2) 根拠規定
 (3) 委員名簿
 (4) 会議の開催結果
 (5) 策定計画関係
 (6) 分科会、専門部会関係
 (7) 上記以外であって掲載が必要なもの
 ※(1)～(4)は必須項目、(5)～(7)は任意項目

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和6年度／市民局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

地域協働部
協働コミュニティ推進課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

業務委託に係る適正な契約方法について

指 摘 する 理 由

旧高松市太田コミュニティセンターアスベスト調査業務委託について、予定価格が300万円を超え複数業者を選定し価格競争を行っているにもかかわらず、競争入札ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を根拠とした随意契約として見積徴取を実施していた。

指 摘

契約方法については、関係法令等に基づき、随意契約によることができるものを除き、原則として、競争入札とされたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

地方自治法施行令

内 容

（随意契約）
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
（2）不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市随意契約ガイドライン

内 容

4 激変緩和
本来、随意契約によることができるものを除き、契約は競争入札によらなければなりません。
しかしながら、競争見積の方法により契約が行われている案件が多数あるという現状にかんがみ、本年度は、価格競争の方法により契約の相手方を決定する見積徴取で、その予定価格が300万円未満のものについては、競争見積の方法によることができるものとします。この場合、その見積徴取は、本ガイドラインに例示がなくとも、随意契約によることができるものとします。
前記の案件に係る執行何に記載すべき随意契約の根拠規定は、施行令の「第2号」とします。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和6年度／市民局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

地域協働部
協働コミュニティ推進課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

発注簿等財務処理による支出事務に係る適正な執行について

指 摘 する 理 由

発注簿等財務処理による高松市川添コミュニティセンタープロパンガス警報器取替修繕について、修繕料の支出完了後、請求金額と見積価格（発注時の決定金額）が一致していないことが判明し、請求金額に不足があったため、後日、追加の支出を行っていた。

指 摘

発注簿等財務処理による支出事務については、所属内において、請求金額を含め、債主から提出された請求書の記載事項の完備等を、厳格に関係書類と照合確認するとともに、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、根本的な原因を究明し、実効性のある再発防止策を講じられたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市会計規則

内 容

（請求書等の受付及び審査）
第50条 主管の長は、債主から請求書の提出を受けたときは、債務の有無、記載事項の完備等を関係書類と照合確認の上、支出命令の手続をとらなければならない。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

発注簿等財務処理要領

内 容

4 発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項
（9）兼命令の起案及び回議に当たっては、次の確認をしなければならない。
ア 支出負担行為額（支出命令額）と発注簿等記載額との照合
イ 検収又は検査の確認（検査又は検収に当たった職員の記載及びその押印が請求書になされていること、並びに工事にあっては発注簿に当該職員の記載及びその押印があること。）
ウ 1者随意契約による工事にあっては、次のとおりであること。
エ 審査出納員（各所属長及びその代決者をいう。）にあっては、支出負担行為の確認
オ その他必要な確認

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和6年度／市民局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

地域協働部
牟礼総合センター

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

業務委託に係る適正な契約事務について

指 摘 する 理 由

高松市牟礼総合センター及び庵治支所廃棄物処理業務に係る契約事務について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
（１）見積徴取通知書に添付した業務内容ごとに定める複数の見積書様式のうち、決定業者からは、当該業務の履行が見込めない様式の見積書が提出されていたにもかかわらず、有効なものとして取り扱っていた。
（２）委託契約書において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令や同施行規則で定める委託契約に含まれるべき事項のうち、一部の事項が記載されていなかった。

指 摘

契約事務については、業者決定に係る提出書類の内容審査を厳格に行うとともに、関係法令等に基づき必要な事項を契約書に記載し、適正に執行されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

委託業者決定要領

内 容

4 業者決定方法
（１）予定金額の範囲内で、それぞれの業務の見積金額の合計が最も安価な業者に決定します。
（５）（１）の場合で、見積金額が予定金額の範囲内であっても、契約の履行がなされないと認められるもの、又は公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある場合、及び著しく低価格等で不相当であると認められるものについては、選定の対象から除外するものとします。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

内 容

（事業者の処理）
第12条
6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

定期監査・行政監査結果

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
内 容	（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準） 第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 4 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。 イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量 ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力 ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨 ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力 ヘ その他環境省令で定める事項
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
内 容	（委託契約に含まれるべき事項） 第8条の4の2 令第6条の2第4号ハ（令第6条の12第4号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 1 委託契約の有効期間 2 委託者が受託者に支払う料金 3 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲 4 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限 5 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項 6 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報 イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項 ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項 ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項 ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項 7 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項 8 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 9 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

定期監査・行政監査結果

結果No.	No.8
-------	------

監査実施年度／対象局等	令和6年度／病院局
-------------	-----------

告 示 番 号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	令和7年2月28日
所 管 課 等	みんなの病院事務局総務課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	プロポーザル方式による適正な契約手続について		
指 摘 する 理 由	高松市立みんなの病院既設建物コミッションング業務委託については、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定しているが、決定後において、当該業務委託に係る予定価格の設定や、優先交渉権者に対して見積徴取を行わず、プロポーザル応募書類として提出のあった価格提案書の金額を契約金額として、優先交渉権者と契約を締結していた。 また、契約保証金について、意思決定の決裁を行わずに免除していた事案や、決裁日や施行日に誤りがあるものなどが散見された。		

指 摘	プロポーザル方式による契約手続については、随意契約の相手方を選定する手法であることを十分に理解した上で、適正に見積徴取を実施するとともに、所属内において契約事務の知識を深める研修を行うなど、適正な執行に向けた取組を実施されたい。
-----	---

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市契約規則							
内 容	（随意契約による場合の予定価格） 第18条 管理者は、随意契約により契約を締結しようとする場合においては、第11条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定金額を予定価格とみなすことができる。 （見積書の徴取） 第18条の2 管理者は、随意契約により契約を締結しようとする場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を1者のみからとすることができる。 （2）契約の相手方が特定されるものに係る契約をするとき。							
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市病院局事務決裁規程							
内 容	（管理者の決裁事項及び専決事項） 第5条 管理者の決裁事項並びに病院局長及び課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 別表第1（第5条関係） <table><tr><td rowspan="2">5 入札保証金及び 契約保証金の減免</td><td>（1）次号に掲げる場合以外の場合</td><td>執行庁の決裁者</td></tr><tr><td>（2）入札参加者又は契約者の事情により減免する場合</td><td>課長</td></tr></table>			5 入札保証金及び 契約保証金の減免	（1）次号に掲げる場合以外の場合	執行庁の決裁者	（2）入札参加者又は契約者の事情により減免する場合	課長
5 入札保証金及び 契約保証金の減免	（1）次号に掲げる場合以外の場合	執行庁の決裁者						
	（2）入札参加者又は契約者の事情により減免する場合	課長						

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

令和6年度／病院局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

みんなの病院事務局総務課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

医療器械購入に係る指名業者の適正な選定について

指 摘 す る 理 由

高周波手術装置の購入に係る指名競争入札について、高松市病院局医療器械等購入審査委員会において選定された指名業者（10者）を指名しなければならないにもかかわらず、指名業者等一覧表を誤って作成したことにより、うち1者については、異なる業者を指名し、入札を執行していた。

指 摘

医療器械の購入については、透明性、公平性及び競争性を確保するため、高松市病院局医療器械等購入審査委員会において審査された事項を厳守するとともに、適正な契約事務が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市病院局医療器械等購入審査委員会設置要綱

内 容

（所掌事務）
第2条
2 委員会は、医療器械等及びその他物品の購入及び賃貸借について、次に掲げる事項を審査する。
（2）1品の予定価格が500万円を超える医療器械等の購入に係る入札案件並びに予定価格（単価契約に係るものにあつては、単価に予定数量を乗じて得た額とする。）が500万円を超える医療器械等の賃貸借に係る入札案件の事前審査に関する次の事項
ウ 指名競争入札を実施する場合の指名業者の選定に関する事項

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

令和6年度／病院局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

みんなの病院事務局総務課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

複数単価契約に係る適正な事務処理について

指 摘 する 理 由

みんなの病院及び塩江分院で使用する診療材料等購入に係る複数単価契約事務について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1) 執行回の紙決裁において、首標金額である予定価格を紙面上で削り、訂正していた。
 なお、訂正後の金額は文書管理システム内の予定価格と異なっていた。
 (2) 契約保証金について、受注者から契約保証金免除申請書の提出がないにもかかわらず、高松市契約規則第24条第4号の規定を適用した事案や、予定価格が要件に該当しないにもかかわらず、同条第7号の規定を適用した事案により、全額を免除していた。
 (3) 契約保証金の要否について、執行回の伺い文と見積通知書の内容に相違があった。

指 摘

契約事務については、関係法令等に基づき適正に執行するとともに、契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、根拠規定を厳格に適用するほか、管理職員を含め、職員の共通認識が得られるよう、所属内において契約保証金を始めとする契約事務の研修を行うなど、適正な事務の執行に向けた取組を実施されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市会計規則

内 容

(証書類の記載)
 第8条
 2 収支に関する証書類の金額、数量は、改ざん、又はそう入することができない。ただし、首標金額を除く文字を訂正又はそう入する場合は、2線を引き、その右側又は上部に正書証印し、訂正削除した文字は、明らかに読むことができるようにしていかなければならない。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約保証金の減免)
 第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
 (4) 契約者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び公社を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 (7) 指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

定期監査・行政監査結果

根拠法令・ 通知等	高松市契約事務処理要綱
内 容	(少額である契約金額) 第50条 契約規則第24条第7号に規定する少額である契約金額は、予定価格が500万円未満の場合における当該契約金額とする。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

令和6年度／病院局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第10号

告 示 日

令和7年2月28日

所 管 課 等

みんなの病院事務局総務課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約事務の取扱いに係る高松市病院事業会計規程の適正な整備について

指 摘 する 理 由

病院事業の契約事務の取扱いについては、高松市病院事業会計規程において、高松市契約規則等の規定を準用することが定められているが、同規則が一部改正されているにもかかわらず、同規程の整備が行われていないため、内容に整合性を欠いていた。

指 摘

病院事業の契約事務を規定する高松市病院事業会計規程については、契約手続が適正に執行されるよう、関係する規則等を適宜点検するとともに、これらの規則等の改正により、矛盾が生じないように、関係課との情報共有を図るなど、適正に整備されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

地方公営企業法

内 容

(経営の基本原則)
第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
(地方公営企業に関する法令等の制定及び施行)
第5条 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第3条に規程する基本原則に合致するものでなければならない。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

地方公営企業法施行規則

内 容

(会計規程)
第2条 地方公営企業の管理者は、地方公営企業法第10条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。
2 前項の会計規程は、法第3条に規定する基本原則に鑑み、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つように定めなければならない。

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ1

市有施設への自動販売機の設置について

○設置状況について

対象局	台数（台）	内訳
市民局	58	コミュニティセンター40台 庵治支所1台 山田総合センター1台 仏生山交流センター3台 香川総合センター1台 塩江支所2台 国分寺総合センター4台 男女共同参画センター1台 平和公園1台 斎場公園2台 やすらぎ苑2台
病院局	10	みんなの病院9台 塩江分院1台

○事業者の選定について

選定方法	台数（台）	内訳
本市の公募によるもの	14	
本市の公募以外によるもの	54	福利厚生団体8台、指定管理者46台

○行政財産の使用許可及び使用料の状況について

使用許可	台数（台）	使用料	台数（台）
あり	68	(内訳)	
		減免あり	48
		減免なし	20
なし	0		

○電気使用料の状況について

電気使用料	台数（台）	内訳
本市に収納あり	20	
本市に収納なし	48	福利厚生団体2台、指定管理者46台

○販売手数料の状況について

販売手数料	台数（台）	内訳
本市に収納あり	14	
本市に収納なし	54	福利厚生団体8台、指定管理者46台

○自動販売機の付加機能について（本市が公募しているもの・複数の付加機能あり）

付加機能	台数（台）
省エネルギー型	11
災害時無償提供	2
キャッシュレス	1

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ2

附属機関等に係るホームページの掲載について

○附属機関等の設置状況について（令和6年12月1日現在）

対象局（該当課数）	附属機関数	類似機関数	合計
総務局（4）	11	2	13
市民局（4）	3	4	7
病院局（1）	—	—	—

※附属機関・・・地方公共団体が、法律や条例の定めるところにより、その事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査等を行うため、設置するもの。

※類似機関・・・附属機関に類似したもので、規則、規程、要綱等に基づき、市民の意見を本市の行政に反映させることを主な目的として、設置するもの。

< 参考 >

令和6年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和6年度の重点取組事項

（1）市有施設への自動販売機の設置について

本市の市有施設には、利用者の利便性の向上や施設の有効利用を目的として、多くの自動販売機が設置されており、市有施設に自動販売機を設置する場合は、原則として公募により設置業者を選定し、行政財産の使用許可のほか、施設使用料や販売手数料等の収納事務など、付随した事務を行っている。

また、最近では、環境に配慮したものや、災害時に飲料を無料で提供できる災害対応自動販売機なども導入されている。

そこで、災害時における自動販売機の二次的機能も含め、設置業者の選定や使用許可に係る事務処理等が適正に行われているのか、また、自動販売機の設置により、市有施設が有効活用され、市民サービスの向上に資しているのかという観点から、監査を実施する。

（2）附属機関等に係るホームページの掲載について

附属機関等の設置、運営に当たっては、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」等に基づき、委員の委嘱、運営及び会議を開催するほか、会議の開催結果等を本市ホームページに掲載することになっているが、5年度の定期監査において、監査対象局のホームページを確認したところ、必須項目である掲載内容等に不備のあるものが散見された。

そこで、6年度においても、引き続き、本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているのかという観点から、監査を実施する。